

1. バギータイプ車いすとは

難病や障害で体幹が弱く、腰や首が安定しない子どもが使用する、バギータイプの子ども用車いすのことです。このタイプの車いすは、見た目がベビーカーに非常によく似ているため、理解がなかなか得られないという利用者の声が上がっています。

例えば、駅やバス停では移動式スロープが必要となりますが、「ベビーカーには使えません」と断られるといったことがあります。重いものでは車体重量だけで90kgほどあるため、持ち上げることは困難となります。

また、「ここは狭いので、ベビーカーは畳んでください」、「ベビーカーは持ち込まないで、抱っこするか椅子に座らせてください」、「そんな大きなお子さんはベビーカーに乗せずに歩かせなきゃダメですよ」などと言われることもあるそうです。



図1. バギータイプ車いすの例

(画像出典：一般社団法人 mina family HP <https://www.countdown-x.com/ja/project/E3936029>)

2. バギータイプ車いす認知のための啓発活動

①ストラップの作成

バギータイプ車いすを利用する子どもを持つ母親たちによって、車いすであることをマークで示したストラップ(図2)を作り、インターネットで頒布する取り組みが行われています。これをバギータイプ車いすに取り付けることによって、周囲にベビーカーでないことを知らせることができます。

②啓発団体の設立

バギータイプ車いすを利用する子どもを持つ母親により設立された一般社団法人「^{ミナ}ファミリア family」は、ポスターを作成して交通機関や商業施設に掲示したり、交通機関や商業施設の職員向けにセミナーを実施したりするなどの啓発活動を行っています。他にも、子ども用車いすを識別するためのオリジナルマークの作成を行っています。

③交通機関などでの取り組み

大阪市では平成28年4月から、バギータイプ車いすの啓発ポスター(図3)を市営地下鉄の全駅に掲示するようになりました。また、東京ディズニーランドでは、車いすだとわかるタグを利用者に配布しています。



図2. 子ども用車いすを示すストラップ

(画像出典：yomiDr. HP <https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20160530-OYTET50037/>)



図3. 大阪市交通局の啓発ポスター

(画像出典：一般社団法人 mina family HP <https://www.countdown-x.com/ja/project/E3936029/update?page=2>)

【概要】

大阪府では、自立支援型福祉社会の実現のため、平成5年4月に「大阪府福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」）という。」を全国に先駆けて施行した。施行後も時代の変化や府民の要請に応じて改正を行い、現在の条例は、建築物の新築・増築・用途変更を計画する場合にバリアフリー法および福祉のまちづくり条例の基準に適合させることを定めたものとなっている。

また平成28年4月、福祉のまちづくり条例の基準の理解を広め、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進するため、施設の設計や維持管理時の配慮事項等をまとめた「福祉のまちづくり条例ガイドライン」が公表された。

平成5年4月	全国に先駆けて福祉のまちづくり条例施行
平成15年4月	改正施行（対象規模引き下げ、基準の追加など）
平成21年10月	改正施行（一部バリアフリー法（平成18年施行）の委任条例化）
平成27年7月	改正施行（対象施設・基準の見直し）

【「福祉のまちづくり条例ガイドライン」の内容】

建築物特定施設（バリアフリー法施行令第6条に掲げる施設で、不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する施設）を基本として、具体的な整備方針等について、通路、階段、エレベーター、トイレなどといった設備ごとに解説している。

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準を図解等により詳しく解説するとともに、さらに配慮すべき事項を「望ましい整備」や「参考となる事項」として解説することで、事業者や設計者が施設を計画・改善する際に必要となる事項をまとめた資料としている。また、望ましい整備や参考となる事項については、高齢者、障がい者等の当事者の意見も反映している。

ガイドラインに記載された主な留意事項

障害者差別解消法の施行

「障害者基本法」の「差別の禁止」を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が平成25年6月に制定された（平成28年4月施行）。

「障害者差別解消法」においては、障害者の社会的障壁を取り除く取り組みを行うための環境の整備として、バリアフリー法に基づく建築物のバリアフリー化などの実施に努めることとされている。

今後さらなる取り組みが求められる分野

●余暇や観光

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、海外からも多数の観光客の来訪が想定される。施設（ハード）のバリアフリー化の更なる進展が求められる。

●観光客などの来訪が想定される歴史的建造物のバリアフリー

文化財などの歴史的建造物は、建築物自体に手を加えるようなバリアフリー化は困難だが、多くの人々が来訪する建築物であるため、バリアフリー化の取り組みが必要となる。

●緊急時・災害時の備えに関するバリアフリー

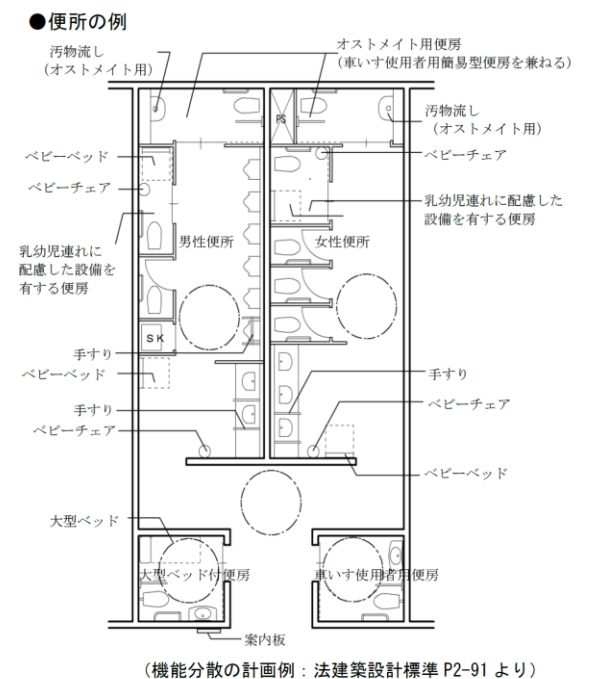
大規模災害の発生時、高齢者や障がい者は避難行動・避難生活に支援を要する。地域防災計画において、避難所については、バリアフリー化された学校などの公共施設等を指定することを推奨しているが、必ずしも十分なバリアフリー化が行われていない場合もある。これらの施設管理者においては、建物のバリアフリー化に努め、災害時に避難所となることを想定した備えが必要である。

多様な利用者に配慮した計画・設計

施設のバリアフリー化においては、単なる機能の満足だけでなく、多様な利用者が快適に利用できる計画・設計が求められる。

例えばトイレには様々な設備を車いす用のブースにまとめて設置する例が多くみられるが、そのブースに様々な利用者（車いす利用者・オストメイト・乳幼児連れなど）が集中して利用できない傾向がある。

大きなブースには必要な機能を完備して複数のニーズを持つ利用者に対応可能にし、一般ブースには個別のニーズに対応した設備をそれぞれ設ける、などといった工夫により、利用者の集中を緩和することができる。



【各章のページ例】

[1] 敷地内の通路（政令第16条・18条 条例第20条・22条）

この章の基本的な考え方を示しています。

基本的な考え方
道等から建築物の入口まで、高齢者、障がい者等が安全に利用できるように配慮したアプローチを設置する。その際、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう、限り一般の利用者が主として利用するアプローチと同じ経路にすることが望ましい。

政令：バリアフリー法施行令
条例：福祉のまちづくり条例

●政令・条例の基準 ○望ましい整備 ☆参考となる事項

建築物移動等円滑化基準

解説
床材の滑りの評価指標としては、JIS A 1454がある。（参考資料P. ○参照）

設計時に参考となる内容や、基準等の解説をしています。

配慮すべき事項

解説
常時音がでる室内のこと。[10]室内設備のインターホンや室内板と併用する。

基準ではないものの、整備することが望ましい内容を示しています。

マニュアルの図解は基準の内容の理解を容易にするためのもので、一例として表示してあります。各施設の設計目的や構造などに応じて、より利用しやすいよう、設計における配慮をお願いします。

